

証券取引法第七十条及び第七十一条に規定する有価証券等に関する省令（平成五年大蔵省令第十六号）

改正案

現行

（法第七十条が適用されない有価証券）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第七十条に規定する大蔵省令で定める有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第七号の三に掲げる有価証券のうち元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券

二 証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義に関する省令」という。）第一条の有価証券

三 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第五号まで及び前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 定義に関する省令第二条の有価証券

五 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第五号まで又は前各号若しくは次号から第八号までに掲げる有価証券に係るもの

六 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第五号まで又は前各号に掲げる有価証券に係るもの

七 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の有価証券

（法第七十条が適用されない有価証券）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第七十条に規定する大蔵省令で定める有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第七号に掲げる有価証券のうち元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券

二 証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義に関する省令」という。）第一条の有価証券

三 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第五号まで及び前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 定義に関する省令第二条の有価証券

五 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の有価証券

八 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものうち、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利

(法第七十一条が適用されない有価証券)

第二条 法第七十一条に規定する大蔵省令で定める有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

一 定義に関する省令第一条の有価証券

二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第五号まで及び前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 定義に関する省令第二条の有価証券

四 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第五号まで又は前三号若しくは次号から第七号までに掲げる有価証券に係るもの

五 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第五号まで又は前各号に掲げる有価証券に係るもの

六 令第一条の有価証券

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものうち、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利

六 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものうち、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利

(法第七十一条が適用されない有価証券)

第二条 法第七十一条に規定する大蔵省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 定義に関する省令第一条の有価証券

二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第五号まで及び前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 定義に関する省令第二条の有価証券

四 令第一条の有価証券

五 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものうち、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利